



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年6月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	傷病名「インフルエンザ(疑い含む)」のみに対して、SARS-CoV2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)の算定については、原則、認められない。 ただし、インフルエンザウイルス抗原検出キットが入手困難であったことがレセプトに明記されている場合は認める。	新型コロナウイルス感染症が第5類に変更となり、またインフルエンザウイルス抗原検出キットが入手困難状態も改善されてきている現状から、「インフルエンザ(疑い含む)」のみの傷病名で、SARS-CoV2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)キットの算定は認めがたい。 ただし、令和5年1月27日付けの厚労省保険局医療課Q&Aがあることから、レセプトにインフルエンザウイルス抗原検出キットが入手困難である旨のコメントが明記されている場合は、認める。	適用診療月 令和7年9月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

・ 内科・歯科審査室内科審査課(TEL:082-576-7780)